

駅 通 情 報

第46号

時 評 昭和末期まで遡られ

ていた日時計

郵便創業の直後、北海道の郵便局二十六か所に西洋製の八角時計が公布されたが、この時計の時刻を修正するには、日時計によることとの注意書が同封されていた。

このことは、以前にもなにかに書いたことがあるが、私は、このことがきつかけで日時計について大いに興味を持つに至った。

この時期、去る七月二十九日、偶然NHKの「思い切りテレビ」を見た。その番組で、今日は、日本最後の日時計製作者、小原銀之助氏の死亡した日であるとして、日時計について簡単な歴史を紹介していた。

私は、冒頭に記述のとおり、最近、日時計について関心を持った時期でもあったので、この放映に釘付けになった。この番組によると、小原氏は、若いころから日時計に強い興味を持ち、昭和二十八年ころから日時計の製作を思い立った。以後、死亡した昭和五十八年までの間に三百個ほども造って、全国の博物館、学校、科学館等の施設に展示したが、現存する場所としては

- 一 世田谷小学校の校庭
- 二 国立科学館
- 三 横浜子供の国
- 四 不忍池の池畔

等を見せていた。続いて、日本における日時計の歴史について触れ、最初の製作者は林子平であるが、明治中期に入ってからでも明石と北海道での時刻の誤差は三十分もあった。これが昭和末期に、小島良製作にかかるとの誤差は五分程度にまで

縮まったという。

テレビ放映の日時計の写真は世田谷小学校のもの等、数件を挙げていたが、いずれも相当大型のもので、とても持ち歩くことのできるものではないと認められた。しかも、江戸時代末期には旅の携行品の一つとして日時計が挙げられている。

前述のとおり、テレビに放映されていたものは、いずれも大型で、旅の携行品としては不向きであるが見られたが、放映した物の中には、ソロバンの片隅に収め付けられたものもあったので、中には旅の携行品としても負担の少なからぬ小型の物もあるのかも知れない。

私は、日時計は江戸時代から明治初期にかけて利用されていて、明治中期には消え去った遺物であろうと思っていたので、つい最近の昭和五十八年代まで遡られていたことを知って驚いた。

また、以前に書いたように、通信総合博物館のホームページに発表されていた日時計は、正式には正午計というのであると記述されていたが、今回のテレビでは、正午計には全く触れられていなかった。日時計とは公式の用語であるうか。

人生八十歳にもなると、一般社会の出来事はおおむね過去に出合ったこのとあるもので、余り驚くことはないが、今回の日時計との出会いによって、人生には、まだまだ始めて遭遇することがあり、生涯これ勉強が必要であると強く感じた次第である。

目 次

- 一 時評 「昭和末期まで遡られていた日時計」…………… 1
- 二 郵便創業時における
本州側の郵便物運送状況(西)…………… 2
- 三 北の寒年の舞台
シツナイ場所の探究(一)…………… 5
- 四 資料寄贈お礼…………… 6

郵便創業時における

本州側の郵便物運送状況(四)

安定期に入ったと思われた津軽海峡の渡海運送も、窮地に立たされる問題が起きた。西南の役である。しかし、その影響は数か月も過ぎずに終わった。本州側における、東京・大岡田の陸送も平用なものではなかった。

(1) 4 西南の役による運送障害と対策

以上の状況による津軽海峡の郵便物運送はようやく安定運行に向かったかに見られた矢先、思わぬハプニングが発生した。

それは、征韓論に破れた西郷らは、九州に下つて軍を起し、さらに続いて、北海道に関係の深い高嶺砦らによる佐賀の乱が起き、西南地方は戦乱に巻き込まれた。その影響は北海道にも及び、明治十(一八七七)年二月には、屯田兵一箇小隊を函館に、さらに四月には一箇大隊が征討軍に加わつて出兵した。

これらの出征兵士は、明治八(一八七五)年五月、琴似に入植したばかりの屯田兵連で組織されていた。入植後、落着く暇のない出兵で、本人はともかく家族は九州往を失つて、その心配は大変なものであったものと思われる。さて、それはともかく、西南の役の影響は郵便業務にまでも及んだ。

「函館西南開往復之汽船通々戦地江粵用ニ船成右通船船ノド絶便之姿勢ニ立至公私共音信不通ニ船成候由は甚ダ不存ニ可有之ニ付明治五年之式ニ倣ヒ当函館港ヨリ陸奥国大岡へ向ケ押送使船行之處度郵便物往復運送致度種リニ候条其旨右営業之者共へ至急御達有之別紙雁形之通請書取之御達有之度此段及御聞合候也」

函館郵便局詰内務八等區

中村 旭

(印)

十年七月十三日

函館支庁御中

逐日運送貨之儀ハ船積及陸揚共郵便行書ニ一箇二付金參拾銭支給可致種リニ候条是亦御達有之此段添面申達候也(府県文移録)

西南の役、続いて佐賀の乱が発生して、戦地への兵士及び物資等の輸送のため船舶が徴用され、その影響で、それまで函館・青森間の郵便輸送に雇用していた船舶が不足し、運行できなくなった。

そのため、明治五(一八七二)年の例にならつて郵便物の運送を確保したいというのである。

明治五年の例とは、函館の相手港を下北半島の大岡とし、押送船を仕立てて郵便物の運送を図る。そのため、地元から小型船を借り上げ郵便物の運送を確保するというものである。

従つて、郵便仕立便に使用の船舶は、必要のつど借り上げることとするので、地元船舶業者、又は船舶所有者へもその旨達し、次の条項により運行することにした。追つて、郵便行書の運賃は、一個三十銭とするというのである。

なお、郵便行書の運賃三十銭というのは、明治七(一八七四)年九月に函館使の付船船弘明丸、輪川丸による郵便行書の運賃と同額である。

さて、函館使函館支庁を通じて示された押送船雇上げの条件等は、次のとおりである。

(2) 押送船の雇上げ条件と戦争終結
押送船(おうそうせん)雇上げに關して、函館郵便局が示した条件を挙げる。

○郵便御用物押送使船積之儀ニ付御請

第一条 私共所持在候押送船函館大岡之間往復渡海

仕候都度郵便御用物運送可致旨御達之趣右宮業之者一統奉聞候事

第二条 大田へ向テ出船致候都度其前日之朝出帆時刻
函館郵便局へ無相違届可仕事

第三条 出帆時刻ヨリ二時間前ニ其船主へ郵便御用物
御渡相成請取之印形差上可申事

第四条 大田江若船致候時即御用物同地郵便御局へ
相届可申事

第五条 大田ヨリ帰船ノ節同地郵便御局へ出帆時刻相
届函館同種郵便御用物運送可仕事

第六条 郵便御用物運送貨之義ハ船積及ヒ陸揚共一箇
ニ付奉拾銭往復之分共番函館郵便御局ヨリ
御下渡可相成旨奉畏候事

第七条 郵便御用物船積方之義ハ入念ニ取扱候中湿気
無之ケ所へ精込渡高之時ト雖モ相濡レ不申様
注意可致事

右ヶ条之通御請仕候上ハ諸事不都合無之様可仕依之御
請印形奉差上候也

明治十年七月
御送船営業人

姓名 印

函館郵便局御中

(府県文移録)

当港ヨリ青森県下陸奥国北部大瀧村へ御送船ヲ以郵便
物運送之義ニ付右営業者ヨリ可為差出請書御形相澤
續々御用会之趣致承知候事ト該縣下大田村船各船四郎
所有船天力丸外之轉当港渡船ニ付御来意ノ趣相達請書
取之御劉致候条可然御取計相成度此段及聲辭候也

明治十年七月十七日
函館支庁郵便係

函館郵便局御中

(府県文移録)

御送(おうそう)とは、本来、刑事被告人とか被疑者を他
の刑務所等へ送り移すことをいうが、この場合の御送船

とは、郵便物を送り届けることを指すようである。余り使
用されない用語であり正確な語源はよくわからない。

さて、この請書の条項は、御送船主が郵便行義の運送を
請負い契約するに当たって心得べき取扱要領とでもいうべ
きものである。別段、解説を要しない内容である。

後段は、かねて函館郵便局から函館支庁に対し、郵便行
義運送業者候補依頼申のことと、対岸、下北半島大田村住
民の熊谷某所有船二隻が応募してきたというものである。

右、御送船による郵便行義の運送は、いつまで続き、い
つ正常に復したのか明らかでないが、西南の役が政府側の
勝利に終つて、北海道から派遣されていた屯田兵が帰還し
たのは、この年(明治十年)九月のことであるから、運送契
約が締結されてから数か月も経たない時期である。帰還の
ための兵料及び物資の輸送に相当日数を要したとしても、
御送船の雇上げには、それほど長期間を要しなかったもの
と認められるが、この結末を報ずる記録は見当たらない。

三、定飛脚の運行を参考にした創業時の郵便運送

1. 『東京・大田』間の郵便送状状況

以上、『函館・青森』又は『大田・安達』間の郵便物の運
送状況については、津軽海峡の航送を中心に記載した。

以後本項では、本州側の陸送方法、すなわち、『東京・
大田』間の郵便物の陸送は、どのような方針で、それは、
計画どおり円滑に運送されたのかについて検討したい。

しかし、私の手元にはその実態を完全解明できるほどの
資料が整っていないので、資料不足の点は推測を加えつつ
紹介することにした。

もともと私は、北海道の郵便制度を重点に究明を図って
きたのであって、本州の、それも東京以北の郵便物の運送
実態にまで手を伸ばそうとは思っていないからだったので、これ
まで資料収集が十分でなかった。

要するに北海道の郵便制度施行を優先してきたので、本
州側の郵便物の陸送については念頭になかったのである。
しかし、これまで北海道の創業実態が明らかになるにつ

れて、郵便寮が所在する東京（日本橋）から、いかなる方法で北海道まで郵便を運送して来たかについて明らかにならなければ、その延長線上にある北海道内奥地への郵便業務の延長に繋がないことを怕つたのである。しかも、調査が進むにつれて全国一律の方針に基づいて施行したはずの郵便制度が、必ずしも全国同一の運行方法がとられていない地域があることに気付いた。特に、北海道は独自の運送方法がとられたことが分つた。郵便寮では、地域の特殊性を取り入れて都度、柔軟に対処しているのである。

さて、前にも触れたように、郵便創業に当たっては、東京以北の郵便運送の実態はどうであったのかを追究するにつれて、郵便寮は、郵便創業以前に運行されていた郵便と類似の業態を持つ飛脚便に注目したはずである。そこで私は、改めて従来運行されていた飛脚便を調査してみたのである。前述のとおり、飛脚問屋、島屋による公用飛脚便が、北海道と東京との間に三回にわたって運行されたが、本項ではまず、この運行状況を簡単に骨子のみを挙げると、次のとおりである。

付言すると、私は、郵便施行に当たって郵便寮では、北海道内の郵便施行に当たって、施行直前まで運行されていた、三次にわたる公用飛脚便へ御用馬使の運行状況を参考にしないはずはないという結論に達した。

詳しくは後述するとして、まず、簡単に郵便運送に関係する部分の概略を挙げる。

- (1) 第一次「箱館・江戸間の御用往復馬使」と称する飛脚便が、文久元（一八六二）年十月、幕府（函館奉行）の発議によって計画され、同二年十月、定飛脚問屋船泊商店、島屋の請負により運行が開始された。しかし、明治維新の動乱により中断したものとと思われるが、中止に至った当時の資料が見当たらず判明しない。

(2) 第二次「函館・東京一回に明治二（一八六九）年十月、開拓使と島屋との間に、第一次と同様の条件で、「御用馬使」が開設されたが、運行運送が続いたとの理由で、開拓使側から一方的に中止が申し渡された。

(3) 第三次「東京・函館經由、札幌一回に、前同様、津軽海峡の海海は開拓使の雇船を利用することとし、契約上は大間浦までとして開始された。函館・札幌間は別契約としたものと認められるが、契約文書は見当たらない。この飛脚便は、明治五（一八七二）年四月五日運行を開始したが、その後、本州の宿駅制度、及び助郷制が廃止されたことと、郵便制度施行による飛脚問屋に対する営業圧迫により中止に追い込まれたものと思われるが、その状況を記述した資料が見当たらず、その経緯は明らかでない。以上、三回にわたる飛脚便に関する資料に基づいて総合的に検討した結果、そのうちの郵便施行に関連する事項のみを抽出すると、次のとおりである。

2. 三回にわたる「御用馬使」の運行を郵便運送に参考にした点
- (1) 島屋は、第一次「御用馬使」開設時、始めて箱館に酒店したものでなく、いつ頃、拠点を設けたものか明らかでないが相当以前から町飛脚を経営していたものと認められる。

(2) 三回にわたる御用馬使の開設時の状況は、資料が現存していても明らかであるが、廃止に至る経過を記述した資料が見当たらず、いつ、いかなる事情により中止に至ったものか判明しない。

特に、第二、第三次については中止時だけでなく、運行状況についてもその状況が明らかでない。

なお、以上記述のとおり、「はこだて」の地名は、明治二年十月、これまで使用していた「箱館」に代えて「函館」と改められたが、資料によってはその後においても併在している場合があるので、筆者も資料通りの漢字を使用した。

(3) 前述のとおり、第一次御用馬使のさいの契約上の運行日程は、二十六日間を限度として開始されたが、実際には、洪水による川止め、積雪、ふぶき、あるいは津軽海峡の風待ち等、悪天候もあって、四十日前後を変更したという。

年代別人馬首級等の種移 (七七)

年代	人足一人一里		馬一足一里		山道相増	
	買日圓	賣日圓	買日圓	賣日圓	買日圓	賣日圓
安政三年	〇	一五〇	〇	二〇〇	〇	〇
	〇〇	三〇〇	〇〇	四〇〇	〇〇	〇〇

(適用範圍) 蝦夷地一円

右、一行目 幕吏、二行目 講家中、三行目 その他

「北の零年」の舞台

シツナイ場所の探究(一)

一 はじめに

映画「北の零年」を見た人達は気付いたかと思うが、福田藩が北海道へ入植するに当たって、最初の上陸(宿泊)地としたシツナイ(映画では静内)会所の入口に掲げられている看板と、建物内の帳場に掲示されている根立区開闢金表についての考証は、私が保存したものであることは「歌謡情報第37、38号」に記載した。

しかし、実は私はこの映画を見ていないし、今後も見つかりはしないので、実際には前出の掲示板が私の考証とおり正確に画面に写し出されているかどうかは確かめようがないのである。

題目、この映画を見た知人からデンプワが寄せられた。

正に、静内会所の看板、帳場の根立区開闢金等は歌謡情報に記載通りであったというから、私が考証したとおりで間違いないのであろう。

実は、この映画を見た人達から次の感想が寄せられた。

それは、当時のシツナイ(静内)場所について予備知識がないので福田藩士等が北海道に入植するに当たって、なぜ静内を選ぶに至ったのか、また、静内は北海道全体からみて、どのような位置にあつたのか等、その歴史を知れば、もっと鑑賞が深められたのではないか、というのである。

福田藩が、この地に入植するに至つたのは事情というより後述のとおり北海道開拓の基本計画に組み込まれてのものであるが、そのような客観的条件に基づくものは別にして、静内に関する歴史を知ることは、映画を正しく理解するのに役立つものと私も納得して希望に添ふことにした。そこで、人地直前までの東蝦夷地全体からみた静内場所における資料を収集し解明を図ることにした。

最初に断つておくが、映画では、上陸地の会所名を漢字の静内を当てているが、福田藩士達が上陸したのは明治四年であるから、当時の地名は片假名でシツナイとするのが本当である。正式に、漢字の静内としたのは、翌五年のことであつた。それで私は、史実に忠実に片假名を使うよう主張したのであるが、監督側は、映画映りから漢字を当てたいというので妥協したのであつた。

なお、地名をシツナイにする以前に遡ると「しがちやり」が使われていたが、この点については後述する。

さらに付け加えると、地元(郵便局が開設されたのは、明治八年一月のことであるが、その時の郵便局名は、地元村名をとって「下下方(しもけほう)」としたのであつた。駅通名については、明治十五年五月、駅舎を下下方村に移設したのを機会に、下下方駅通所と解明したのである。

二 シツナイが和人間に知るに至つた時期

さて、シツナイが和人間の社会に知られるようになったのは、いつころからであらうか。

「開拓使事業報告」のシツナイ場所の沿革として「設置年月不詳」とある。和内地寄りの隣接地、新冠(にいかつが)の開闢が、文化年間(一八〇五年以降)と、また、奥地寄りの三石(みついし)が安政五(一八五〇)年の開闢としていて、双方十九世紀としている。前後の場所の年代が明らかであるのに、シツナイだけが年代不詳であるのは解せないが、これは、後世になって沿革を記述するに当たって、新冠と三石は推測で記述し、シツナイは不詳としたものであろう。

後述の「村産概並びに大観書」作成のさいの年代からみても、新冠・三石は共にもっと早くから和人の入り込みがあつたのは明白であり静内についても後述の大観書の年代

等からもつと早く開かれたことは明らかである。
 一般に知られている幕末の探検家、松浦武四郎は、東蝦夷地日誌(安政四(一八五七)年)の中で、シツナイについて、次のように記述している。

「シツナイ会所 馬屋 土人二七軒六四二人」

とあって、施設としては、会所と馬屋以外の記述はない。前出の新編と三石については、会所に付随して「通行屋(旅宿所)有り」となっているのに、シツナイ場所にはその記載がないのはなぜか、この点、大槻書の内容で詳述する。

租入地から遠く離れた東蝦夷地の状況について松前藩は、アイヌ人との交易、及び労役を通じて、これを経済的に利用するに止め、アイヌ人に対しても「北外の民」として、政治的交渉相手としなかつた反面、アイヌ人に対して特別の干渉はせず、アイヌ人の自治に任せてきた。従って、幕府等へも領地の状況を記述した記録はなく、領地の実態を明らかにする資料は少ない状況にある。

その少ない資料の中でも元禄十三(一七〇〇)年時の郷村一覽として記述した「松前島郡郷」によると、当地方について「資・松前・東在(郷)」に

「一にがぶ 一しぶちやり 一みついし」

との記載がある。
 このうち、前出のとおり「しぶちやり」は後のシツナイであり、そのころ、ようやくシツナイが通史に現われてくる。さらに下って、寛政四(一七九二)年代に至って「場所諸負人及びその請負場所理上金一覽」によると、

場所	請負人	理上金
ニイカッブ	松前阿部屋伝七	小判 四〇兩
シツナイ	同	小判 一四〇兩
ミツイシ	同	小判 一〇四兩

とあって、シツナイが場所として開かれ、しかも、この三か場所のうちでも理上金が最高額である。アイヌ人との交易も繁昌し、また海軍運送も順調に行われている様子がうかがえる。

三 「村艦帳並びに大槻書」に見られるシツナイ

寛政十一(一七九九)年、幕府は松前藩から東蝦夷地を土地して直轄したが、それを機会に東蝦夷地内各場所の概要を調査し、「これを村艦帳並びに大槻書」として取りまとめている。シツナイ場所もその一つとして調査対象になっている。

本州では、これに類似のものとして「宿村大槻書」と称し、幕府道中奉行の支配下にある宿村を対象に調査編さんしている。東蝦夷地の「村艦帳並びに大槻書」も同様趣旨から調査したものではなからうか。

本州で、この調査が明確になったのは弘化年代からであるといわれている。例えば「中山道宿村大槻書」と呼ばれる宿村ごとに「石高・人別・地子免除・給米の有無」等、宿村内が細部にわたって調査が行われている。

東蝦夷地の大槻書は、本州のそれと同趣旨に基づき調査が行われたものであるかどうか不明だが、調査機関が幕府道中奉行であり、宿村を対象にしていることから考えて、必ずしも関連性があるとは思われない。年代が、文化三年ないし七(一八〇七—一八一〇)年にかけての調査であり、かつ、この対象が東蝦夷地のみであり、また直轄制をとった直轄に行われ、それも、このとき一回のみの調査であることから考えて、単に、地域の情勢分析に役立たせようとしたものであるのかも知れない。

さて、前書が長くなったが、「村艦帳並びに大槻書」に記述されている「シツナイ場所」について取り上げてみよう。

○資料寄贈お礼
 一 洞路街並み今、昔
 二 えて歴史放談

洞路市 津田 正氏
 札幌市 岡村 正吉氏

発行年月日 平成十七年九月五日

発行者 札幌市南区川沿四条五丁目三一

史学研究会 主宰 宇 川 隆 雄
 TEL 011-571-3602

ホームページ <http://rashu.hp.infoseek.co.jp/>